

量水器総合管理業務委託契約書

神奈川県公営企業管理者企業庁長 浦邊 哲（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約の目的 量水器総合管理業務の委託
- (2) 業務の内容 別紙「量水器総合管理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和9年2月1日から令和12年1月31日まで
- (4) 契約金額 金 円（月額 別紙「支払一覧」のとおり）
課税事業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）
- (5) 契約保証金 神奈川県公営企業財務規程（昭和42年企業管理規程第11号）第138条第6号の規定に基づき免除する。
- (6) 代金支払場所 神奈川県企業庁出納事務取扱店株式会社横浜銀行県庁支店

2 前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、令和9年度以降において、予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約は変更又は解除する。

（業務の報告及び検査）

第2条 受注者は、委託業務を実施したときは作業報告書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、委託業務を完了したときは完了届を発注者に提出し、検査を受けなければならない。この場合、発注者は完了届を受理後10日以内に受注者立会いのうえ検査しなければならない。ただし、各年度の3月及び令和12年1月については、発注者はその月の末日に受注者立会いのうえ検査しなければならない。

3 受注者は、発注者が業務の実施結果が不合格であると認めたときは、直ちに発注者の指示にしたがわなければならない。

（代金の支払方法）

第3条 発注者は、委託業務の検査完了後、受注者から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に代金を支払う。

（履行遅滞）

第4条 受注者は、第1条第1項第2号に規定する委託業務を履行期間内に履行することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延見込み日数等を記載した書面により、発注者に履行期間の変更を申し出なければならない。

2 発注者が前項の規定による申し出を受けた際に、特に履行期間の変更を認める必要がある場合には、受注者の申し出を承認することができる。

3 前項の規定により履行期間を変更する場合に、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、発注者は違約金を徴収する。違約金は遅滞日数に応じ、当該業務に係る契約金額につき神奈川県公営企業財務規程第142条第1項に定める率で計算した額とし、算定期間は第1条第1項第3号に規定する履行期間の初日から受注者が委託業務を開始した日の前日まで、又は

履行期間末日の翌日から受注者が委託業務を完了した日までとする。ただし、違約金の計算の基礎となる日数には検査に要した日は算入せず、違約金の額が100円未満であるときは違約金を徴収しない。

- 4 委託業務の履行期間変更が天災地変等の事由によるもので、発注者がやむを得ないと認めるときは、違約金を徴収しない。
- 5 発注者の責めに帰する事由により、発注者が第3条に規定する支払期限までに代金を支払わないときは、発注者は受注者に対して、その期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、発注者が第3条に規定する支払期限までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は同条に規定する約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しない。なお、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 6 第3項の違約金及び前項の遅延利息の計算に用いる率は、当該遅滞が発生した日に適用されている率とする。

（権利義務の譲渡）

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。
- 2 前項（ただし書を除く。）の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

（再委託）

- 第6条 受注者は、この契約について委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は業務の一部（主たる部分を除く）について第三者に委任又は請け負わせようとする場合（以下「再委託」という。）、あらかじめ再委託の相手方（以下「再委託先」という。）の名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲及び再委託の必要性等について記載した書面を提出し、発注者は次に掲げる事項について審査し、適正と認められる場合に書面により承認するものとする。ただし、発注者が軽微な業務であると認めるものについてはこの限りではない。
 - (1) 再委託を行う合理的理由
 - (2) 再委託先が、再委託される業務を履行する能力等
 - 3 前項の規定により承認された事項に変更がある場合は、受注者は変更の届け出を提出し、発注者による審査及び承認を受けるものとする。
 - 4 受注者は、自らが負う契約書等における一切の義務を再委託先にも遵守させるとともに、再委託先の行為について、発注者に対し責任を負うものとする。

（業務の適正履行）

第7条 受注者は、第1条第1項第2号に規定された委託業務の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

2 受注者が前項に違反した場合、その原因が発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、発注者は、違反の程度に応じて受注者に契約金額の減額を請求することができる。この場合、受注者は発注者が指定した期日までに原因等を記した文書（以下「理由書」という。）を提出しなければならない。

3 前項において、受注者が指定された期日までに理由書を提出しなかった場合、発注者は直ちに契約金額の減額を請求することができる。

（業務の引継ぎ）

第8条 受注者は、契約期間の終了又は契約の解除により次期受注者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力しなければならない。

（労働関係法規の遵守）

第9条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)などの労働関係法規を遵守しなければならない。

2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。

3 受注者は、労働関係法規に関して、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

（業務責任者及び業務従事者）

第10条 受注者は、委託業務の実施にあたり、業務責任者を定め、書面により発注者に報告するとともに、現場に常駐のうえ委託業務の指揮監督にあたらせなければならない。

2 受注者は業務従事者を委託業務に従事させるときは、施設の安全管理のため、当該作業員の名簿を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前2項について変更があったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

（中間報告等）

第11条 発注者は、委託業務の委託契約期間中、発注者が履行状況の報告を必要とする場合は、いつでも受注者に対して当該業務の履行状況についての報告を求めることができる。

2 前項の場合において、発注者が必要とする場合には、発注者は、受注者の立会いのうえで検査を実施することができる。

（使用承認申請書の提出等）

第12条 受注者は、委託業務を実施するにあたり、発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、書面により発注者の承認を得なければならない。

2 前項の規定に基づいて、受注者が発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、受注者は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

- 3 前項の場合において、発注者の所有に係る物に損害を及ぼした場合には、受注者はこれを賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。

(工業所有権の発明等)

- 第13条 委託業務の実施にあたり、受注者が特許権等いわゆる工業所有権の対象となるべき発明、又は考案をした場合には、発注者に書面をもって通知し、必要な書類等を提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該工業所有権の取得のための手続き、権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者が協議して定める。

(保険)

- 第14条 受注者は、委託業務に係わる諸物品に関する火災保険、運送保険の損害保険に加入するものとし、保険料は受注者が負担するものとする。

(第三者損害)

- 第15条 受注者は、業務遂行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が賠償する。

(損害賠償)

- 第16条 受注者は委託業務の履行に関して受注者の責めに帰すべき理由により発注者に損害を与えた場合、発注者受注者間にて確認された損害額の証明に基づき、損害を賠償するものとする。
- 2 前項において、第14条に基づく損害保険により発注者が損害の填補を受けた場合、受注者はその額を限度として発注者に対する賠償の責めを免れる。
 - 3 受注者は、委託業務の履行に関し、天災、その他受注者の過失によらない事由により発生した発注者の損害につき、賠償の責めを負わない。

(報告義務)

- 第17条 受注者は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに発注者に報告し、発注者は受注者と協議する。

(秘密の保持等)

- 第18条 受注者は、委託業務の実施にあたり、受注者及び受注者の委託を受けた業務責任者及び作業員等を委託業務の実施場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させること。
- 2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(配送方法等)

- 第19条 受注者が、自動車を使用して物品等を配送又は運搬する場合は、低公害車（排出ガスを

発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。)の使用及びエコドライブ(アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。)を実施しなければならない。

(業者調査への協力)

第20条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(発注者の催告による解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部、又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 契約期間内に委託業務を完了する見込みがないとき。
- (2) 第2条の規定に基づく検査に不合格となり、発注者の再度の検査においても、不合格となったとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託業務については、その許可等が取り消し、又は抹消されたとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第27条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 第5条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。

(9) 警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第24条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。

ウ 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。

エ 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

オ 再委託先がアからエまでのいずれかに該当し、発注者が受注者に当該再委託契約の解除を求めた場合に、受注者がこれに従わなかったとき。

(10) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令)が確定したとき。

イ 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))が確定したとき。

ウ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。この場合、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 第1項第9号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合は、受注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

4 受注者は、第1項第10号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、契約金額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求

することを妨げない。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数に応じ、賠償金等の額につき第4条第3項に規定する率で計算した額（以下「延滞利息」という。）を、賠償金等の額に加えて徴収する。

2 前項の延滞利息の計算に用いる率は、当該遅滞が発生した日に適用されている率とする。

3 契約金が未払いの場合に、発注者は、賠償金等を発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。また、契約金の支払日までに賠償金等に延滞利息が生じているときは、発注者は賠償金等に加えて延滞利息を、発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収すべき額に不足しているときは、発注者はその不足額を別途徴収する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第24条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第25条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 受注者が債務の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は受注者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(違約金)

第26条 受注者は、故意又は重大な過失により契約の本旨に従った履行を行わなかったときは、契約金額の100分の10に相当する額に100万円を加えた額を違約金として発注者に支払うものとする。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が100万円を超過する場合に、発注者が受注者に100

万円を超過する分の損害賠償を請求することを妨げない。

(受注者の解除権)

第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、解除により発注者に損害が生じても、受注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 発注者が仕様書等を大幅に変更する等、発注者の責めに帰すべき事由により契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反したとき。

(契約の費用)

第28条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第29条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項等)

第30条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、神奈川県公営企業財務規程に基づくほか、発注者と受注者とが協議して決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県公営企業管理者
企業庁長 浦邊 哲 印

受注者

印

支 払 一 覧

	税抜き金額（円）	消費税及び 地方消費税（円）	支払金額（円）
令和9年2月			
令和9年3月			
小 計			
令和9年4月			
令和9年5月			
令和9年6月			
令和9年7月			
令和9年8月			
令和9年9月			
令和9年10月			
令和9年11月			
令和9年12月			
令和10年1月			
令和10年2月			
令和10年3月			
小 計			
令和10年4月			
令和10年5月			
令和10年6月			
令和10年7月			
令和10年8月			
令和10年9月			

	税抜き金額（円）	消費税及び 地方消費税（円）	支払金額（円）
令和10年10月			
令和10年11月			
令和10年12月			
令和11年 1 月			
令和11年 2 月			
令和11年 3 月			
小 計			
令和11年 4 月			
令和11年 5 月			
令和11年 6 月			
令和11年 7 月			
令和11年 8 月			
令和11年 9 月			
令和11年10月			
令和11年11月			
令和11年12月			
令和12年 1 月			
小 計			
合 計			